

令和 5 年度第 1 回愛知県特別支援教育連携協議会での協議内容等

開催日 令和 5 年 8 月 2 5 日

開催場所 東大手庁舎

愛知県の特別支援教育の推進のために、関係機関が連携し、特別な支援の必要な子供に対して生涯にわたって一貫した支援を行うための取組について

- (1) 合理的配慮の提供に向けて、まず児童生徒一人一人の支援に何が必要か、その子の学びに必要なものが何か欠けてはいないかなどを確認するアセスメントが重要である。本人が気づくことや、家庭で客観的に捉えることは難しい。専門家や専門機関につなぎ、適切なアセスメントに基づいた支援、配慮がなされることが大切である。
- (2) 合理的配慮の提供に際し、専門性の高い医師、特別支援学校の教員、発達センター職員、特別支援教育アドバイザー等、専門家の意見を反映し、合意形成を図っていくことが大切である。また、医療的ケア児の場合、医療的ケア児の生活を支えるための協議をする場がすべての自治体で設置されている。連携を図り、アドバイスを受けたり、具体的な個別のケースについて対応したりしていくとよい。
- (3) 合理的配慮事例集の作成にあたっては、申し出の内容について、その理由を明確にして記すとよい。また、提供内容についての数値表記は、提供内容を決めつけてしまう可能性がある。個々の障害の状況によって提供内容は変わってくるということが伝わるように配慮するとよい。
- (4) 申し出通りの提供が難しいときに大切なのは、話し合いの過程であり、建設的な対話が重要である。
- (5) 申し出の内容によっては、提供に時間がかかることもある。年少時から関係機関が連携したことで、小学校入学時に申し出に沿った配慮が提供できた事例もある。できるだけ早期に、子供の実態や申し出の把握に努めることが大切である。